

# FICSサッカースクール 規約

- 第1条 名称 本スクールは [FICSサッカースクール] という
- 第2条 所在地 本スクールの位置は 横浜市旭区中希望が丘94-33リーフビル新館208におく
- 第3条 目的 本スクールは専任コーチ制による小学1年生から小学6年生までの一貫した指導によりサッカー技術の向上及び健全な心身育成をすることを目的とする。
- 第4条 入会資格・手続き 本スクールに入会できる者は、スクールの目的に賛同し、本規約を遵守できる者とする。入会を希望する者は、保護者の同意を得た上で、所定の手続きを行なった上で、入会金・年会費・保険料・初月会費とともに提出する。
- 第5条 指導内容 各年代に合ったサッカー及び運動指導。  
サッカーを通じて様々なことを経験し、それを基にした人間形成。
- 第6条 各活動種別 1. 本スクールの練習日、時間は、本スクールが定めた年間予定あるいは月間予定による。  
2. 天候等のやむを得ない場合、定められた練習日、時間を変更または中止とすることがある。  
3. 前項により中止になった場合、各コースごとに定める方法により振替が可能とする。
- 第7条 更新手続き 1. 年度を超えて活動の継続を希望する場合、年会費、保険料の納入及び別に定める登録更新手続き及び受理をもって更新手続きとする。  
2. 次に該当する場合、年度更新はできないものとする。  
(1)定められた月会費が納入されていない (2)その他会費が納入されていない  
(3)除名処分に該当する者 (4)その他本スクールが更新を許可しない場合  
3. 年会費、保険料の納入及び別に定める登録更新手続きが期日までに行なわれない場合は自動的に会員資格を失効し除名となる。
- 第8条 休 会 休会を希望する者は、所定の手続きをもって申請を行ない、休会費の支払いを行なう。休会費は、月会費の支払いと同様の方法にて、休会をする月ごとに支払うものとする。
- 第9条 退 会 退会しようとする者は 所定の手続きをもって申請を行なう。
- 第10条 入会金 会員は別に定める入会金を納入しなければならない。  
入会金は本クラブの資格を失うまで有効として退会時に返還しない。
- 第11条 年会費・保険料 会員は入会及び更新手続きの際に、別に定める年会費、保険料を納入しなければならない。また、退会時に返還はしない。
- 第12条 月会費 会員は別に定める月会費を1ヶ月単位で納入しなければならない。
- 第13条 会費等の不返還 一旦納入した入会金、年会費、保険料、月会費等は理由の如何を問わず原則返還しない。
- 第14条 会費等の滞納 会員が事前に文書による承認手続きをとる場合のほか、会費等が指定された期日までに納入されなかった場合、本スクールより督促を行ない、これに従わない場合はただちにスクールへの参加を停止される。また、2ヶ月以上の滞納を行なった場合は会員資格を失う。
- 第15条 除 名 会員または保護者が以下の事項に該当する場合、本スクールは当該会員を除名することができる。  
1. 本規約の不履行または違反する等の行為が会員または保護者に認められた場合  
2. 会費等を2ヶ月以上滞納した場合  
3. 本スクールの名誉、信用を著しく損なう言動をした場合
- 第16条 傷害保険 会員は本スクール内での活動中におきた傷害事故等については、傷害保険契約書の契約事項に
- 第17条 抵触した場合、掛金の範囲内で保険金の請求ができる。
- 第18条 会員情報取扱 入会、更新時に取得する個人情報クラブ内業務、会員内連絡等のみ使用するものとする。会員はクラブの広告、HP、SNS等で使用される写真や動画等の肖像権を原則放棄する。但し、それを認めない場合はクラブまでその旨連絡のこと。
- 第19条 発 効 本規約は2023年11月1日より発効する。

2024年6月1日改定